

株式会社日本飛行船 安全報告書 (2008年度)

本報告書は、航空法第111条の6並びに航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づき作成いたしました。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項

イ)世界的にも稀少な飛行船運航のプロフェッショナルとして、飛行船事業永続の根幹が、「安全な飛行・整備・地上運用」であることを旨とします。

ロ)具体的には、法令を遵守し、次の三点の安全を確保します。

- 一、搭乗されるお客様の安全
- 一、作業する全従業員の安全
- 一、空中・地上での飛行船保守の安全

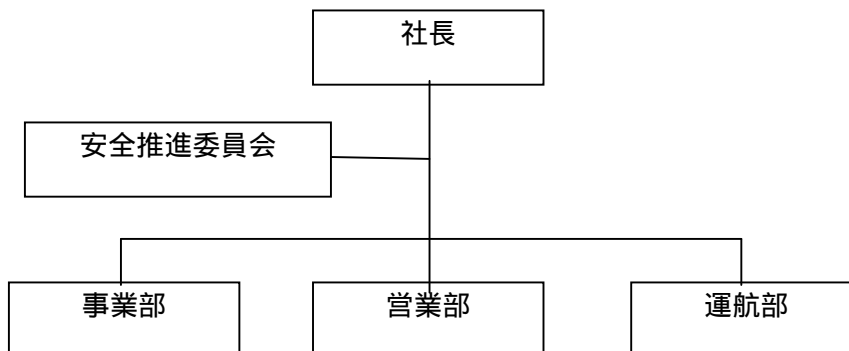
ハ)安全確保のため、実践行動の精神的要諦として、以下の「良き伝統」の全社員による修得と体現に努めます。

- 一、常に当面する職務に全力を尽くす(目の前のやるべき仕事に全力で取り組む)
- 一、率先躬行難事に赴く (人のいやがる仕事を率先志願してこなす)
- 一、上下左右の相互信頼 (お互い離れた持ち場にいようとも、他部課・科の同僚と信頼し合い、また上司は部下を、部下は上司を信頼する)
- 一、より良き後輩を育てる (自分より一段上の人材となるよう後輩を育成する)

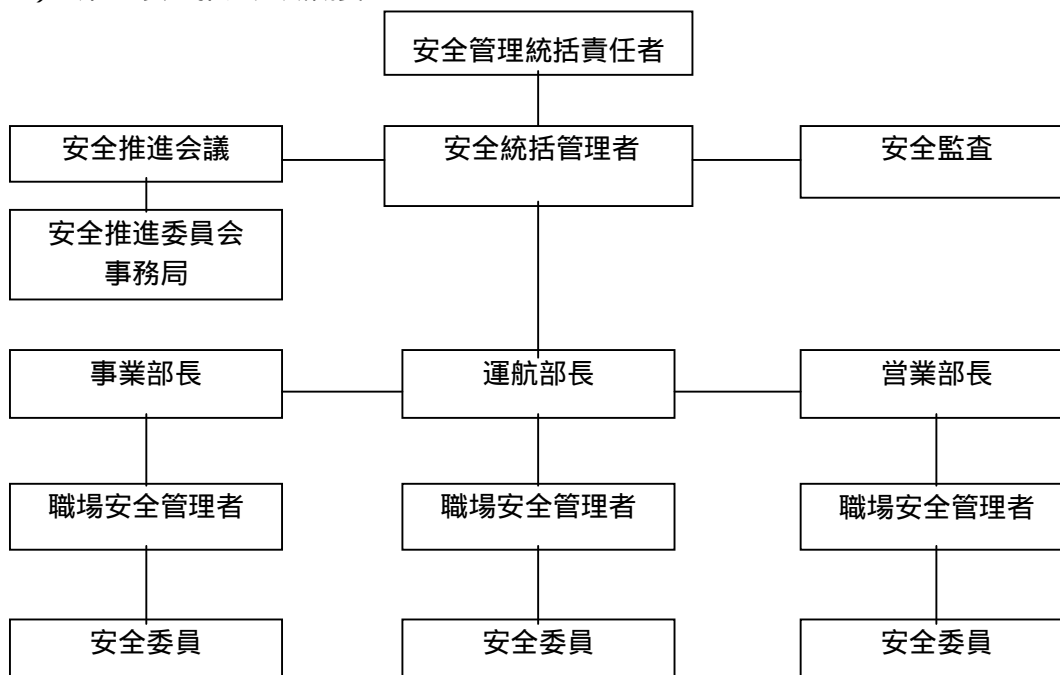
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制に関する事項

・平成21年4月1日『安全管理規定』を制定

(1)会社の組織概要



(2) 会社の安全推進組織概要



安全管理統括責任者は代表取締役社長です。
安全推進委員会は運航部長を委員長として、安全推進委員会規定により運営しています。

(3) 運航業務従事者の人数

(平成21年4月1日現在)

飛行科	4名	(機長3名)
整備科	5名	(有資格者2名)
港務科	14名	
運航管理担当者	6名	(飛行科4名兼務)

(4) 運航の支援体制

イ) 運航乗務員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練、および審査

国土交通省航空局で定める「運航規定審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」および「航空運送事業及び航空機使用事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：国空航第1223号、国空機第1362号」に基づき実施しています。これらについては、国土交通省航空局ホームページをご参照ください。

ロ) 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

- ・安全推進委員会事務局により収集された各職場からの報告書・ヒヤリハット報告書を分析することにより安全対策に役立たせています。
- ・策定された安全対策については、安全推進委員会や職場の長を通じて周知を行うほか緊急時の教育訓練や必要に応じた社内教育を行っています。

ハ) 安全に関する社外啓発活動等への取り組み

各種安全講習会への参加、航空安全情報の収集と社内周知を実施しています。

(5) 使用している航空機に関する情報

登録記号 JA101Z

種類・型式 飛行船 陸上多発

ツェッペリン式 LZ N07-100 型 1機

座席数 14 席、導入 2004 年 6 月 12 日、機齢 7 年

3 . 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項 (規則第 221 条の 6)

法第 111 条の 4 に規定するトラブル等は発生しておりません。

4 . 輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとする措置に関する事項

(1) 上記 3 . の再発防止のため講じた措置

該当する事項はありませんでした。

(2) 国からの事業改善命令、勧告等がある場合にはそれらに対する改善措置

該当する事項はありませんでした。

(3) 航空安全に関する目標達成度、安全取り組みの実施状況、トラブル発生状況を踏まえた該当年度における輸送安全の状況に関する総括評価

2008 年度は無事故・無災害で終わりました。国内唯一の飛行船専門の運航事業会社として、引き続き安全運航に努めてまいります。

(4) 2009 年度における安全管理目標

安全基本ルールを徹底する。

安全管理能力を向上させる。

搭乗されるお客様の乗降時並びに空中での安全確保を徹底する。

社内安全監査内容を充実させ安全管理体制の強化を図る。

他部門との定期的な安全会議を開催し、安全運航に対する認識の共有を図る。